

●香川県告示第64号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年3月6日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

高松市屋島東町字不喰梨子1782の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）